

## 骨子案（パブリックコメント）と答申案の変更箇所対比表

令和 8 年 3 月

人権・男女共同参画課

## 1 答申案における変更箇所

答申案	骨子案（パブリックコメント）	修正理由
<p>（公表及び報告）</p> <p>第 15 条 知事は、<u>是正要請等及び第 12 条第 1 項の規定による通報</u>を実施したときは、<u>申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。</u></p> <p>（第 2 項 省略）</p> <p>3 知事は、<u>是正要請等及び第 12 条第 1 項の規定による通報の実施状況</u>について、<u>毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、その概要を公表するものとする。</u></p> <p>4 知事は、本条の規定による<u>公表</u>に当たっては、<u>個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。</u></p>	<p>（公表及び報告）</p> <p>第 15 条 知事は、<u>是正要請等</u>を実施したときは、<u>申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。</u></p> <p>（第 2 項 省略）</p> <p>3 知事は、<u>是正要請等の実施状況</u>について、<u>毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。</u></p> <p>4 知事は、本条の規定による<u>公表及び報告</u>に当たっては、<u>個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。</u></p>	<p>修正理由</p> <p>○ 第 1 項及び第 3 項の追記部分は、骨子案では、審議会に報告する対象が「是正要請等」になっているが、「是正要請等」は、第 14 条で「是正要請、削除要請又は意見表明」を指すことと定義されており、このままだと「第 12 条第 1 項の規定による通報」が審議会への報告対象にならないため。</p> <p><b>【参考：答申案第 14 条】</b> （是正要請、削除要請及び意見表明の尊重）</p> <p>第 14 条 知事から、<u>是正要請、削除要請又は意見表明（以下「是正要請等」という。）</u>を受けた者は、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めなければならない。</p> <p>○ 第 3 項で、「その概要を公表」としたのは、人権政策審議会に報告された内容から、個人情報等を除いた概要を公表するものであるため。</p> <p>○ 第 4 項で、「及び報告」を削除したのは、審議会にはある程度の具体的な報告が必要で、個人情報に最大限配慮した報告では審議会が状況を正確に把握できないと考えられるため。なお、この報告を受ける際は、審議会を答申案第 33 条第 3 項の規定によって非公開にする手続きをとることとし、詳細は施行規則に規定する予定</p>

答申案	骨子案（パブリックコメント）	修正理由
<p>（公表及び報告）</p> <p>第 27 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 人権オンブズパーソンは、是正勧告又は意見公表の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、<u>その概要を公表</u>するものとする。</p> <p>3 人権オンブズパーソンは、本条の規定による<u>公表</u>に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>（公表及び報告）</p> <p>第 27 条 （第 1 項省略）</p> <p>2 人権オンブズパーソンは、是正勧告又は意見公表の実施状況について、毎年度、人権政策審議会に報告するとともに、<u>これを公表</u>するものとする。</p> <p>3 人権オンブズパーソンは、本条の規定による<u>公表及び報告</u>に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>○ 答申案第 15 条第 3 項及び第 4 項の修正の趣旨と同じです。</p>

## 2 答申案の趣旨・解説における変更箇所

答申案の趣旨・解説	該当頁、加筆・修正理由
<p>第4条（県民の責務）の解説 8頁</p> <p>①「<u>県民</u>」は、<u>地方地自法（昭和22年法律第67号）第10条の「住民」よりも広く、県内在住者に限らず、県内在勤者を始め、県内在学者や県内で活動を行う者を広く含みます。</u></p> <p><u>地方自治法第10条第1項 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。</u></p>	<p>○ 県民の定義について解説を追加（<u>下線部を加筆、以下同じ</u>）</p>
<p>第8条（相談支援体制）の解説 12頁</p> <p>⑤ 第1項第4号の「<u>相談者に対する必要な支援</u>」とは、<u>障害者差別解消法にいう「合理的配慮の提供」と同様の考え方に基づくものです。したがって、相談支援に当たる県の機関の事業の目的・内容・機能に照らし、次の三つを満たすものであり、かつ、その提供に伴う負担が過重でないものでなくてはなりません。</u></p> <p><u>I 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。</u></p> <p><u>II 他の県民との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。</u></p> <p><u>III 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。</u></p>	<p>○ 第8条第1項に第4号は、相談窓口は無理を強いるものではなく、無限の支援を行うことを規定するものではないという当然の理を明らかにする解説を追加</p> <p><b>【参考：答申案8条】</b> （相談支援体制）</p> <p>第8条 県は、（中略）相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。</p> <p>（第1号から第3号省略）</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、<u>相談者に対する必要な支援</u></p>
<p>第9条（救済の申立て）の解説 14頁</p> <p>⑩ <u>申立てを受け付けない理由には、例えば、人権オンブズパーソンへの救済申立てよりも、速やかに民事訴訟により権利関係を確定した方がよい場合など「ほかに適切な手段がある」ということも含まれます。なお、人権オンブズパーソンは、申立人に対して申立てを受け付けない旨を通知するとともに、適切な手段についての助言を行うものです（第16条第2項第8号を参照）。</u></p>	<p>○ 申立てを受け付けない場合の対応について解説を追加</p>

答申案の趣旨・解説	該当頁、加筆・修正理由
<p>第12条（人権侵害情報等の削除要請等）の解説 18頁</p> <p>① 第1項と第2項の「<u>削除の要請</u>」は相手方や実施方法が異なる別の手段です。「<u>行うことができる</u>」と規定している理由は、前条のイ解説の③と同様です。</p> <p>② 第1項の「<u>削除の要請</u>」は、必ずしも書面によるものではなく、特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）が提供している削除申出窓口への申出により行います。したがって、特定電気通信役務提供者の削除要請に係る受付窓口、削除申請用のフォーム、連絡先等が不明であるなどの場合には、この「<u>削除の要請</u>」を行うことができません。<u>一方で、本県では同和地区に関する識別情報の摘示事案について、長野地方法務局を通じ特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）に対して当該情報の削除要請を行っています</u>が、このような「<u>国その他の関係機関に対する通報</u>」により当該情報が削除される場合があります（第30条の解説①を参照）。「<u>削除の要請</u>」に係る手段は、今後の法整備等の状況によって変化するるので、知事の判断により、その時々において最適な方法により行うことを想定しています。</p> <p>③ 第2項による「<u>削除の要請</u>」は、発信者又は拡散した者が特定できた場合にのみ行います。原則として発信者の氏名や住所等が判明している場合に発信者等へ書面により通知するものですが、氏名や住所等は不明であるものの、特定電気通信役務上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法によることが可能であれば、当該手段によることも可能です。</p> <p>④ なお、<u>本条に基づく削除要請は、条例制定時の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号、以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）等の法整備状況等を踏まえたものであり、以下の【Point】に示す基本的な理解の上に整理されたものです</u>。現行法下では、迅速な削除につなげるため、まずは本人による手続や法務局による手続をとることが優先されるべきと考えられます（第30条の解説②及び③を参照）。</p>	<p>○ 「国その他の関係機関に対する通報」の意義が分かりにくいと考えられたため、解説を追加</p> <p>○ 趣旨は変更していませんが、用語を整理して、①から④の記述を修正しました。加筆部分と書換部分に下線を付しました。（記述の場所を移動した部分には、下線を付していません。）</p>
<p>第15条（公表及び報告）の解説 20頁</p> <p>② 報告は、知事による是正要請等が適正に遂行されていることを審議会において検証する役割を持つものです。<u>そのため、是正要請等の通知の写しなどとともに、申立ての内容などについても報告されることが必要な場合があります</u>。なお、報告を受ける審議会の議事は非公開とされます。</p>	<p>○ 第15条の修正に応じて解説を追加</p>

答申案の趣旨・解説	該当頁、加筆・修正理由
<p>第 27 条（公表及び報告）の解説 29 頁</p> <p>③ 第 15 条と同様に、報告は、人権オンブズパーソンによる救済手続が適正に遂行されていることを審議会において検証する役割を持つものです。そのため、是正勧告等の通知の写しなどとともに、申立ての内容などについても報告されることが必要な場合があります。なお、報告を受ける審議会の議事は非公開とされます。</p>	<p>○ 第 27 条の修正に応じて解説を追加</p>